

ひろしま高齢者プラン

県民意見募集（パブリックコメント）における意見とその対応等について
（下線部分について、計画素案の記述を修正）

（意見の件数）

- ・10件（1人、1団体）
- ・提出方法：電子メール 1人、1団体

① 介護人材の確保・育成・定着及び生産性向上に関すること

番号	意見の内容	対応方針	頁数
1	人間関係、ニーズの多様化、利用者や家族からのハラスメントなどのストレスを感じながら現場で働いている介護従事者は少なくない。働き手がストレスフルな状態であると、ケアの質、能動性、生産性の向上は難しいと考える。介護従事者のストレス軽減のため、ストレスケア研修、仕事の悩み相談窓口の設置、ピアグループ活動などの取組を提案する。	<p>人手不足が続く介護現場において、限られた人材を活用して、質の高い介護サービスを提供していくためには、職員が心身ともに健康で、その能力を十分に発揮して働くことのできる環境の整備が必要であると考えております。</p> <p>このため、本県では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止のための相談窓口設置など、働きやすい職場づくりを進めるための「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」認証制度の普及促進 ・悩みを相談し合える関係づくりに資する合同入職式の開催 ・職員のモチベーションアップを図るための研修会の開催 <p>などに取り組んでいるところです。</p> <p>今後は、これらの取組を継続するとともに、事業所が抱える様々な課題を解決するための総合相談窓口を設置し、関係団体と連携の上、業務改善等のための専門家派遣やメンタルヘルスに係る相談対応など、介護現場の生産性向上に取り組む事業所の支援を強化してまいります。</p>	70頁 ～ 79頁

② 認知症施策の総合的な推進に関すること

番号	意見の内容	対応方針	頁数
2	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」制定によって、県は「認知症施策推進計画」を策定することとされたが、「ひろしま高齢者プラン」と「認知症施策推進計画」との関係・整合はどのようになっているのか。	第9期ひろしま高齢者プランは、認知症施策推進計画として位置付けはしていませんが、認知症基本法に則った取組内容を記載しており、認知症施策推進計画の策定については、今後策定される政府の認知症施策推進基本計画を踏まえ、検討を行ってまいります。	112頁 ～ 127頁

番号	意見の内容	対応方針	頁数
3	若年性認知症は、働き盛り、子育て中の人になることから、高齢者の認知症とは全く異なる対応が必要な病気であると認識すべきであり、本来は「老人福祉計画」に記載するだけでなく「認知症施策推進計画」を策定するべきと考える。	若年性認知症の人への支援に関しては、今年度に策定する第2期広島県地域福祉支援計画、第8次広島県保健医療計画及び第5次広島県障害者プランにもその取組について記載することとしております。 認知症施策推進計画の策定については、今後策定される政府の認知症施策推進基本計画を踏まえ、検討を行ってまいります。	112 頁 ～ 127 頁
4	【現状】の項目 若年性認知症は、気づきから診断までの期間が長いだけでなく、診断後から、支援を受けたり当事者同士が繋がったりするまでの期間も長いといった現状もある。	診断後に適切な支援が受けられていないケースについては、症状が進むまで適切な支援が受けられていないケースに含めて記載しております。	126 頁
5	【課題】の項目 若年性認知症について、認知症の診断後は、まず、当事者及び家族の大きな苦悩が始まることから、医師の告知時の対応が重要となる。診断後に安心して社会生活を続けるためには、診断を行った医師の告知の仕方、支援への繋ぎ、当事者団体等の情報提供などの体系化やレベルアップが必要と考える。未だに告知して薬を出すだけの医師が多いと思われる。	診断直後の適切な支援も含めて、若年性認知症の人を早期に適切な支援につなぐことの必要性を記載しております。	126 頁
6	【課題】の項目 若年性認知症については、診断を受けた当事者が早期に当事者同士や支援者などに繋がるのが大切と考える。		
7	【今後の取組】の項目 5つある取組のうち、4つが若年性認知症支援コーディネーターの取組となっているが、県として他にも取組があるのではないかと。	若年性認知症支援コーディネーターの設置は、若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けるための県の施策であり、この取組を進める中で、支援における課題を抽出し、今後その他の必要な施策について検討してまいります。	126 頁
8	【今後の取組】の項目 若年性認知症支援コーディネーターの取組については、コーディネーターの業務内容を記載しているにすぎず、また、内容は、平成29年のコーディネーター設置時から基本的には大きくは変わっていないように見受けられる。	若年性認知症支援コーディネーターの実施事業については、令和5年度、課題及びあり方について、有識者により構成した会議において検討を行っており、相談ケースを地域の関係機関につなぐことなど、その取りまとめ結果を反映させています。	126 頁

番号	意見の内容	対応方針	頁数
9	<p>【今後の取組】の項目)</p> <p>若年性認知症について、県医師会等と連携して、最初に診断した医師から本人への告知時の対応の仕方の体系化、レベルアップ、診断からの福祉や当事者団体等への繋ぎのシステム化の必要があると考える。これらは市町が行うのではなく、県が率先して行うべきであり、啓発活動も大事ではあるが具体的な取組を行ってほしい。</p>	<p><u>御意見を踏まえて、「若年性認知症の人が早期に適切な支援につながるよう、県は、医療機関等に対し、若年性認知症支援コーディネーターや当事者団体等の支援機関について周知を図る」という趣旨の記述を加えます。</u></p> <p>なお、今後若年性認知症施策を進める中で、支援における課題を抽出し、より若年性認知症の人やその家族のニーズに沿った施策となるよう、頂いた御意見を踏まえて検討してまいります。</p>	126 頁
10	<p>【今後の取組】の項目)</p> <p>若年性認知症について、当事者団体等(認知症の人と家族の会等)との連携についても記載するべきではないか。</p>	<p><u>当事者団体等との連携は必要であるため、「市町や関係機関との連携体制の構築」に含めておりましたが、御意見を踏まえて、「当事者団体等」の記載を加えます。</u></p>	126 頁